

「かなんブランド」ロゴマークの使用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、個人、企業、団体が、「かなんブランド」ロゴマークを使用する場合の手續・使用方法等の取扱いに関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「かなんブランド」ロゴマークとは、河南町のPRに使用するため、かなんブランドロゴマーク選定委員会が最優秀賞に選定したロゴマークをいう。

(使用対象者)

第3条 「かなんブランド」ロゴマークの使用対象者は、本町の趣旨に賛同しこの要綱に沿った手續きを行うすべての個人、企業、団体とする。

(使用料)

第4条 「かなんブランド」ロゴマークの使用料については、無償とする。

(使用申請)

第5条 「かなんブランド」ロゴマークを使用しようとする者は、事前に「かなんブランド」ロゴマーク使用申請書(様式第1号)を、町長に提出しなければならない。
ただし、本町及び本町関係団体主催事業並びに本町共催、後援及び協賛事業については、申請なくロゴマークを使用することができる。

(使用承認)

第6条 町長は、前条の申請書を受理したときは、当該申請の内容を審査し、適当と認めたときは、「かなんブランド」ロゴマーク使用承認書(様式第2号)により、当該申請者に通知するものとする。この場合において、町長は、当該使用の承認について条件を付することができる。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、「かなんブランド」ロゴマークの使用に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年6月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。